# あなたは必要？町・県民税の申告

←…はい
←…いいえ

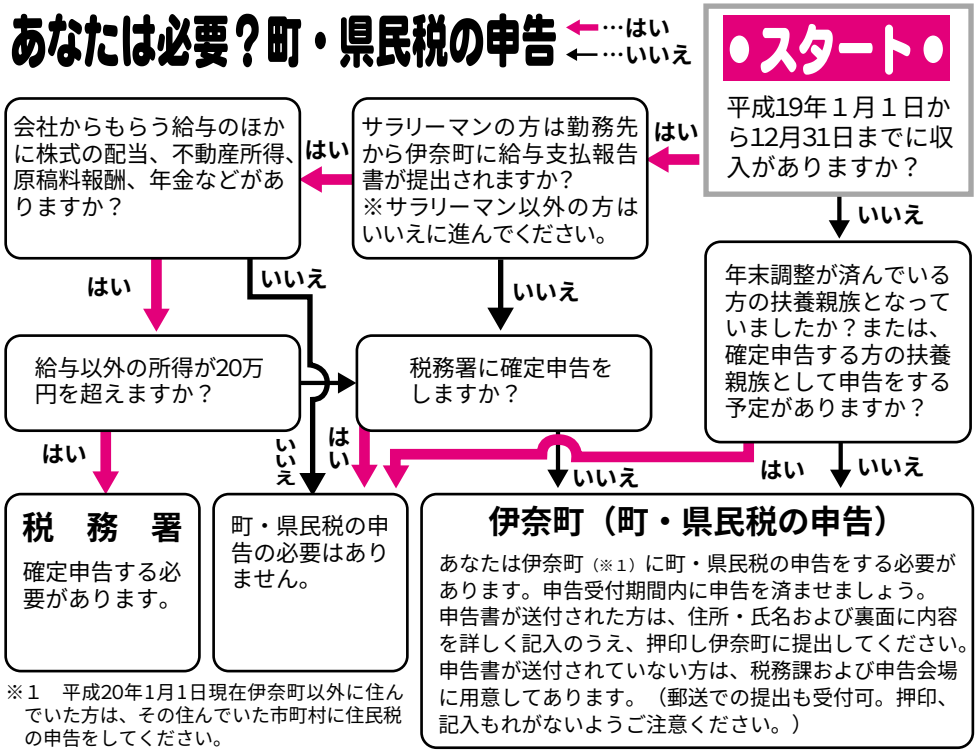


※１　平成20年1月1日現在伊奈町以外に住んでいた方は、その住んでいた市町村に住民税の申告をしてください。

# 申告はお早めに！

## 町・県民税の申告

問　税務課町民税係
☎７２１－２１１１
内２１５２

## 所得税の確定申告

問　上尾税務署個人課税第一部門（申告案内窓口）
☎７７０－１８０４

## 町・県民税の申告

**申告受付期間**　2月18日(月)～3月17日(月)

町・県民税の申告を町内各地（下記日程のとおり）で行いますので、なるべく指定された日に申告していただくようお願いします。また、指定された日に都合がつかない方も、できるだけ申告受付期間内（土・日曜は除く）にお早めに申告をしてください。

**▼申告が必要な方**

平成20年1月1日現在、町内に住んでいて（住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方）、平成19年中に所得がある方で次のいずれかに該当する方

①給与所得（パート、アルバイトの賃金を含む）で次に該当する場合

（ア）勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方

（イ）給与所得以外に家賃、配当、原稿料、年金等の所得があった方

（ウ）2か所以上から給与を受けていた方

（エ）医療費、雑損、寄付金などの控除を受けようとする方

（オ）平成19年中に会社を退職し年末調整を受けていない方

②公的年金等の所得があった方（公的年金等は雑所得として申告の対象になります）

※収入（所得）がなかった方や療養中であった方でも、税法上の扶養になっていない方は申告してください。

**〈申告に必要なもの〉**

・申告書（送付されたもの）
・印鑑
・給与所得者は源泉徴収票または給与支払明細書
・社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険税など）、生命保険料や地震保険料などの支払額の証明書
・医療費控除を受ける方は医療費の領収書など
・障害者控除を受ける方は障害者手帳など
・その他申告に必要な関係書類

**▼申告する必要のない方**

①税務署へ確定申告書を提出する方

②給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方

※申告書が届いていない方でも「申告が必要な方」に該当する場合は必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

## 町・県民税の申告受付日程

（受付時間　9時～15時30分、土・日曜は除く）

| 日　程 | 場　所 | 対象地区 |
|---|---|---|
| 2月18日(月) | 役場３階第１会議室 | 寿4･5丁目、本町3丁目 |
| 2月19日(火) | 役場３階第１会議室 | 本町1･2丁目 |
| 2月20日(水) | 役場３階第１会議室 | 大針全地区 |
| 2月21日(木) | 役場３階第１会議室 | 小室9001～ |
| 2月22日(金) | 光ヶ丘公民館 | 羽貫全地区、小針内宿全地区、寿2･3丁目 |
| 2月25日(月) | 小針新宿集会所 | 小針新宿全地区、寿1丁目 |
| 2月26日(火) | 総合センター２階多目的ホール | 小室6001～9000番地 |
| 2月27日(水) | 総合センター２階多目的ホール | 小室4001～6000番地 |
| 2月28日(木) | ゆめくる２階会議室 | 小室１～4000番地 |
| 2月29日(金) | ゆめくる２階会議室 | 栄全地区 |
| 3月３日(月)～3月17日(月) | 役場3階第3会議室 | 全地区 |

※住民税の住宅ローン控除の申告をする方は、上記日程にご協力ください。

お願い　駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車のご利用はなるべくご遠慮ください。

## 所得税の確定申告

**受付場所**　上尾税務署
**受付期間**　2月18日㈪～3月17日㈪（土・日曜は除く）
　なお、平日以外でも2月24日㈰および3月2日㈰に限り、申告書用紙の配布、申告相談および申告書の収受等の受付を行います。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。
（現金納付の窓口業務は行いません。）
　申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類は、ご自分で作成し郵送等で提出していただく「自書申告」をお願いしています。
●白色申告者で事業所得（営業や農業等）、不動産所得、山林所得のある人は、必ず収支内訳書を添付してください。
●土地、建物等を売った場合の譲渡所得、贈与税および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。
問・所得税の申告書郵送先【上尾税務署】
〒362―8504上尾市大字西門前577　個人課税第一部門☎770―1804

国税電子申告（e―Tax）では、インターネットを利用して申告、申請、届出等を行うことができます。詳しくは、こちらをご覧ください。
http://www.e-tax.nta.go.jp

## 青色申告書納税相談日

**日程**　3月3日㈪・3月4日㈫
**受付時間**　9時30分～12時、13時30分～15時30分
**場所**　商工会館
**内容**　納税相談（申告書受理）
問　伊奈町商工会
☎722―3751

## 町税等の納期のお知らせ

**納付は納期限までにお忘れなく**

**納付期限　2月29日**

**国民健康保険税８期**
**介護保険料　８期**

　納期内の納付にご協力ください。
　町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。
※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。
問　収税課㊢2143

## 申告が必要です　～所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方へ～

　平成19年の税源移譲により、所得税額が減額され、所得税の住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税から控除されます。
**対象者**　次のすべてに該当する方
①すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方
②平成11年１月１日から平成18年12月31日までに入居した方
③税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した方
**申告方法**　「住宅借入金等特別税額控除申告書」を下記のいずれかへ提出してください。
■給与所得者で年末調整が済んでいる方
→源泉徴収票を添付し、町税務課へ
※町・県民税の申告受付日程は、４ページ下段のとおりです。
■確定申告を行う方→税務署へ
**申告期限**　平成20年３月17日㈪まで
**制度適用期間**　平成20年度～28年度分の住民税に適用されます。（該当する方は、毎年申告が必要です。）
**申告書の配布**　町税務課窓口。また、町ホームページから様式のダウンロード可。
**町ホームページ**
http://www.town.saitama-ina.lg.jp

## 申告が必要です　～平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方へ～

　平成19年度の住民税を、税源移譲前の税率を適用した額まで減額し、減額後の税額とすでに納付済みの税額との差額が還付されます。これは、平成19年度の住民税のみ適用されます。
**対象者**　平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、**平成19年分の所得税が課税されなくなった方**
**▼次の方は対象となりませんのでご注意ください。**
・申告分離課税分の所得税が課税されている方
・寄付金控除や生命保険料控除など、人的控除（扶養控除・障害者控除等）以外の控除額が増加した場合や、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方
・平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年１月１日現在国内に居住されていない方
**申告期間**　平成20年7月1日㈫～7月31日㈭まで
**申告手続**　「平成19年度分町・県民税減額申告書」を**平成19年度の住民税を課税した**（平成19年１月１日現在お住まいの）**市区町村へ提出**
　なお、減額申告書の配布時期については、次月以降の広報でお知らせします。

## 土地や家屋の利用方法が変わった方へ



　家屋の全部あるいは一部を取り壊したときや、自宅を店舗や事務所等に変更したり、自宅の敷地の一部を売買した場合など、変更がありましたら、町税務課固定資産税係に連絡をお願いします。翌年度の税額が変わる可能性があります。

## 償却資産の申告はお済みですか？

　法人、個人事業主のみなさんが、事業のために使用している機械・器具・備品等の償却資産は、申告が必要です。
　今年の申告期限は１月31日までとなっていました。まだお済みでない方は、至急申告をお願いします。
　申告書の記入方法がわからない方や、ご不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。
問　税務課固定資産税係
㊢2153・2154